叩和	40年	労働経済(	フシだ
	49E	五哩鸡~	/ ) ' <del>'   </del>

- Ⅱ 長期的にみた労働経済の構造変化─控え目な経済成長の下における労働経済の課題─
  - 3 勤労者福祉充実の方向

〔4101〕 経済の発展,国民生活の向上に伴って,これまで勤労者の意識はより豊かなゆとりのある生活を求めて高度化し,多様化してきた。しかし,物価高騰やその後の景気後退が勤労者の生活面に大きな影響をもたらし,勤労者意識にも生活上の不満や将来の生活に対する不安が強く現れてきているように思われる。

こうした不満や不安を除くには,物価の安定が基礎的条件であり,物価の騰勢が沈静化するにしたがって国民生活もしだいに安定してくるものと考えられるが,今後予想される控え目な経済成長の下でさらに積極的に福祉の増進を図っていくためには,政策運営面でそれに対応する新しい姿勢が要請されると同時に,国・地方公共団体,企業,勤労者個人のそれぞれが福祉充実のために果すべき機能を効果的に分担し,それを十分に果たすことが不可欠の条件となっている。

以下、このような観点から勤労者福祉充実の方向について検討を加えることにしよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

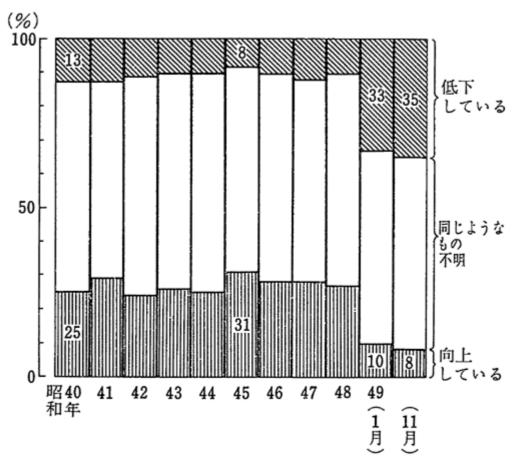
- 長期的にみた労働経済の構造変化―控え目な経済成長の下における労働経済の課題―
  - 3 勤労者福祉充実の方向
    - (1) 勤労者意識の変化とその背景
      - 1) 勤労者意識の変化

〔4102〕 49年初めには物価が急騰し,それに伴って実質賃金が低下したことは国民生活に大きな影響を与えた。国民の生活意識にも生活水準の低下,暮し向きの悪化などの意識が強まるとともに,全体として生活に対する満足度が低下し,先行きの生活に対する不安感が増大している。

〔4103〕 総理府の「国民生活に関する世論調査」によると,前年に比べて生活が向上しているかどうかについての回答は,40年から48年の間には「向上している」とする者が3割弱,「低下している」とする者が1割程度であまり変化がなかったが,49年には「低下している」とする者が3割強に高まり,「向上している」とする者が1割弱に低下している(第76図)。

第76図 去年と比べた生活程度

# 第76図 去年と比べた生活程度



資料出所 内閣総理大臣官房広報室「国民生活に関 する世論調査」

(注) 回答世帯数の割合(%)を示す。

〔4104〕 また,「暮し向きが苦しくなった」とする者が49年には約6割と過半数をこえ,このところ数年間 ほぼ2~3割で推移していたのに比べ著しい上昇となった。40年の不況期にも「苦しくなった」とする者 は4割近くに達したが,今回はそれを大きく上回っている。

〔4105〕 暮らしに対する満足度でみても、「満足グループ」が43~45年に64~65%と最高の割合を示したが,46年不況時に低下し,物価上昇が大幅となった49年にはさらに低下し、「満足グループ」の割合が「不満グループ」とほぼ同じ50%近いところまで落ち込んでいる。

〔4106〕 こうした暮し向きについての意識変化は,所得階層別にみると,低所得層で特に強まっている。例えば「暮し向きが苦しくなった」とする者は,49年11月の調査によると,年収500万円以上の層では45%にとどまっているが,150~200万円では65%,100~150万円では73%にのぼっている。46年1月の調査では「苦しくなった」とする者が年収70~100万の層で26%であったのに比べて,49年には低所得層で生活の苦しさを訴える世帯の割合が著しく高まっている。

〔4107〕 このような生活面の意識の変化には物価上昇の影響が大きかったことが反映している。物価上昇の生活面への影響については,「物価の上昇に追いついていくのが精一杯で生活を向上させるゆとりがない」とする者が49年には約4割と多く,これに「物価上昇が大きく,生活を切りつめなければならない」とする者約3割を加えると,約7割の者が生活面への物価上昇の影響を感じている。

その結果として収入との比較においても物価安定を望む者が増加し、「収入はそれほど増えなくても物価の上昇がゆるやかになればよい」とする者の割合が48年1月の51%から49年1月には70%に高まっている。49年1月には消費者物価上昇率が20%をこえ、実質賃金がマイナスになった時期だけに物価急騰の影

昭和49年 労働経済の分析

響が意識面にも強く反映したものとみられる。

〔4108〕 物価の急騰は,以上のように現在についての不満意識を高めているだけでなく,将来に対する不安感を著しく強めている。

今後の生活の見通しについての意識は、ここ数年「良くなっていく」とみる者が30%台で、「悪くなっていく」とみる者の割合(10%台)を上回っていたが、49年にはこの関係が逆転し、「悪くなっていく」と悲観的な見方をする者(30%)が「良くなっていく」とする者(14%)を大きく上回った。

しかも,今後特に力を入れなければならない点として「住生活」とならんで「食生活」をあげるものがほぼ4分の1を占め,48年1月の調査結果と比較して「食生活」をあげる者の割合が急上昇していることは,物価上昇のもたらした先行き生活に対する不安感が深刻なものであったことを示しているといえよう。

〔4109〕 さらに問題は、こうした生活の先行きに対する不安感が高年齢層で強まっていることである。生活の先行き見通しを男子について年齢層別にみると、45年1月の調査では、20歳台では半数近い48%の者が「良くなっていく」とし、「悪くなっていく」とする者は、5%となっていた。これに対し、50歳台では「良くなっていく」が30%、「悪くなっていく」が13%となっており、「良くなっていく」とする者が半数近い若年層に比べると高年齢層はもともと相対的に不安感をもっていたが、それでも「良くなっていく」とする者の方が多くなっていた。しかし、49年の調査では、これが逆転し、25歳以上の年齢層ではいずれも「悪くなっていく」とみる者が「良くなっていく」とみる者を上回り、特に50歳台、60歳台で「悪くなっていく」とする者がいずれも3割以上に高まり、「良くなっていく」とする者の割合を大きく上回っている。

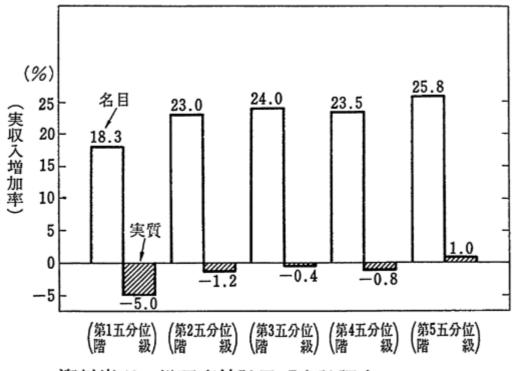
〔4110〕 そのほか,勤労者の場合には,職場生活面の諸要素に対する意識をあわせて考慮する必要がある。「労働者福祉総合調査」(労働省,49年9月)によると,職場の内外を含めた総合的な生活に対する満足度については,満足グループが42%であるのに対し,不満グループが47%とやや多い。不満グループが満足グループよりやや多いという結果は46年の調査結果と同様である。この間に職場における労働条件は改善され,生活水準も向上しているが,依然不満の方が多く,意識面の改善が進んでいないことは,欲求水準がしだいに高まっていることがあると同時に,最近のきびしい経済環境が生活面の改善にも影響していることを反映しているものといえよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

- Ⅱ 長期的にみた労働経済の構造変化─控え目な経済成長の下における労働経済の課題─
  - 3 勤労者福祉充実の方向
    - (1) 勤労者意識の変化とその背景
      - 2) 意識変化の背景
- 〔4111〕 勤労者の意識に変化が生じたのは,物価上昇によって次の3つの側面から勤労者生活に影響が及んだためであると考えられる。その第1は実質収入の低下であり,第2には,金融資産が目減りしたことであり,第3には将来の生活のための収入の確保,資産の増加などに対する不安が強まったことである。
- 〔4112〕 意識変化の背景の第1は,実質実収入の低下である。49年初めの物価急騰に伴って勤労者の実質 賃金が前年水準を下回ったことにより,家計の実収入も物価上昇の影響を除いた実質値で49年1月から4月 まで前年同月の水準に比べてマイナスとなった。
- 〔4113〕 こうした変化が生じたことの理由は,何といつても物価が,短期間に大幅に上昇したことである。石油危機の影響があったにせよ,買急ぎ,売惜しみなどが加わって,49年1月,2月には消費者物価が前月比でそれぞれ4.4%,3.4%も上昇した。2か月間で8%近い上昇は,40~48年の年平均上昇率が5.5%であるのに比べてもいかに急激な変化であったかがうかがわれる。このような物価急騰下で経済がマイナス成長に落ち込み,実質賃金がマイナスとなったことは,これまで高度成長下で生活水準を高めてきたとはいえ,ストック面を含め,安定した基礎の確立していない家計にとつてはその将来の生活設計に大きな打撃を与えたといえる。
- 〔4114〕 これまでにも景気後退や物価上昇に伴い,実質の実収入の伸びが鈍化することはみられたが,49年1~4月のように4か月間連続し,かつ,大幅に低下したことは30年代からの経済成長期にはなかったことである。 例えば40年不況の時期にも2月,4月,5月あたりに実質の実収入が前年水準を下回ったが,その幅は比較的小さく,それに比べ,49年1~4月期の平均5.9%(最高は3月8.5%)の落込みは,極めて大きかったといえよう。 また,このことは,戦中戦後の混乱期を経験した高年齢層は別として,30年代の成長期に世帯を形成した年齢層にとっては,家計収入面における初めての大きな変動を意味するものであるだけに生活意識面に与えた影響も大きかったと思われる。
- 〔4115〕 実収入の低下は,所得階層別にみると低所得層ほど著しかった。家計の実収入の動きは,40年代に入って増加率が全般に高まるなかで,低所得層の増加率が高所得層を上回り,格差が縮小するという傾向を示してきたが,49年には,年間収入が297万6千円以上の第5五分位階級の25.8%増に対して年間収入が143万9千円未満の第1五分位階級は18.3%増と低所得層ほど伸びが小さかった。その結果,実質値では,第5五分位階級が1.0%増と増加になった以外は,各階級ともマイナスとなり,特に第1五分位階級では5.0%減と減少幅が大きかった(第77図)。40年,46年の不況下においても全般的に実収入の伸びは鈍ったが,階層別にはむしろ低所得層の方が伸びが大きかった。それに比べると,今回は低所得層に対する影響が特に大きかったが,これが低所得層での意識変化を大きなものにしたと考えられる。

第77図 五分位階級別実収入増加率

## 第77図 五分位階級別実収入増加率 (昭和49年)



資料出所 総理府統計局「家計調査」

〔4116〕 49年にみられた実質実収入の低下は,物価高騰の影響によるものであり,名目の実収入の伸びは2割をこえる大幅なものであった。このことは勤労者家計の改善には,名目の収入増加よりも物価上昇の影響を除いてみた実質値の収入の増加がより重要であることを示すものであり,勤労者の意識面にもその必要性が強く印象づけられたと思われる。前掲の調査結果にみられるように,収入との比較においても物価の安定を望む意見が著しく増加したことは,名目の収入の増加よりも物価安定による実質収入の増加が求められていることを示しており,それが同時に生活の満足度を高めるためにも重要な要素になっている。

〔4117〕 意識変化の背景の第2は,物価の大幅上昇により勤労者の保有する金融資産の実質的価値に目減りが生じたことである。

今回の物価急騰によってどの程度金融資産の目減りが生じたか試算してみると,例えば,全国銀行勘定によれば48年末には40兆3,706億円の定期預金(定期積金を含む。)が計上されているが,その平均預金金利をかりに年7.75%とみれば1年後には3兆1,287億円の利息を生ずるが,この間に消費者物価の上昇が21.9%にも及んでいるため実質価値は35兆6,844億円,すなわち4兆6,862億円の減少になってしまう。同様に普通預金12兆8,377億円は10兆8,473億円へ1兆9,904億円の減少となる。また郵便貯金の48年度末現在高15兆3,765億円についても通常貯金利率4.32%と物価上昇14.2%(49年度末の全国消費者物価対前年同月比)によると14兆462億円へ1兆3,303億円の実質価値の変化が生じている。

〔4118〕 勤労者世帯についてさらに詳しく,金融資産の保有形態による利回りの変化と,貯蓄目的に対応する費用の値上がりを考慮して検討しても大幅な目減りが生じていることが明らかである。

勤労者世帯の各年末の保有形態別の構成によりその後1年間の平均利回りを算出してみると,43〜48年平均では8.7%の利回りとなり,特に47年,48年にはそれぞれ12%,9%とかなり高くなっていたが,49年には3%台に大きく低下している。

これを所得階層別にみると,43~48年平均では第5五分位階級が10.3%と高いほかは,第4五分位以下の階層はいずれも平均を下回っていた。しかし,49年には,全般に利回りが低下している中で第5五分位階級が特に1%台へ大きく低下しているのがめだつている。これは49年に株価が低下したことが強く影響しており,特に株式保有度合いの大きい高所得層にそれが反映している。

〔4119〕 一方,貯蓄目的に対応する支出項目の価格の動きにより貯蓄デフレーターを算出してみると,ほぼ消費者物価と似た動き(消費者物価の占めるウェイトは67%)を示すが,特に48年,49年は上昇率が20%近くに高まつている。48年には消費者物価の高騰に伴って「不時の備え」「子供の教育費,結婚資金」「老後の生活」などに対応する費目の価格上昇が大きかったのに加え,地価,建築費の大幅上昇によって「土地・家屋購入」のための貯蓄の減価も大きかった。49年には,消費者物価の上昇率はさらに高まったが,一方地価上昇が沈静化したことなどにより「土地・家屋購入」の寄与の程度が前年より著しく低下したため,貯蓄デフレーター全体もわずかながら上昇率が鈍った。

〔4120〕 こうした貯蓄デフレーターの上昇に伴う金融資産の目減りのほかに,49年には金融資産の利回りの低下によっても目減り率が大きくなっている。

上述の利回りと貯蓄デフレーターの上昇に伴う減価を考慮した金融資産の目減りの状況をみると,43~48年の平均では高所得層(第5五分位階級)で収益を生じていたこともあって平均目減り率は0.6%(年率)であったが,49年には第5五分位階級も利回りが低下し,他の階級の目減りも大きくなったため1年間で13.6%もの目減りが生じている。第5五分位階級の金融資産の利回りの低下は,株価の低下の影響が大きいため,今後株価が上昇するにつれて利回りが貯蓄デフレーターを上回る可能性があるが,低所得層では利回りの上昇は期待できないので,物価が1桁のかなり低い線に安定しない限り目減りは避けられない状況にある。

〔4121〕 こうした金融資産の目減りは,勤労者意識に2つの面から影響を与えている。その1つは,目減り分を補うため,より多くの貯蓄が必要となり,そのために生活を切りつめなければならないという側面であり,今1つは,貯蓄内容についても,住宅取得などより長期の生活目標に対するものをあきらめ,先行き不安に備えるためのものを増大させなければならないという側面である。

金融資産に大きな目減りが生じた49年に消費は実質減となりながらも消費性向が低下し,貯蓄性向が高まったのはその現れである。

〔4122〕 所得階層別にみると,低所得層での貯蓄性向の上昇が大きかったことは,金融資産の目減りに伴うショックがそれだけ大きかったことを示しているといえよう。

これに対し,高所得層ではすでに相当の金融資産の蓄積が進んでいることや,まとまった資金を利用して目減り回避のための実物投資が可能であることなどを反映し,貯蓄性向をこれまでより低下させている。低所得層では,賞与月以外の平月の貯蓄性向がかなり高まり,高所得層では逆に平月に貯蓄性向が落ち込んでいることは,こうした貯蓄性向の変化が日常の消費態度の変化によってもたらされたものであることを示しているといえよう(付属統計表第105表参照)。

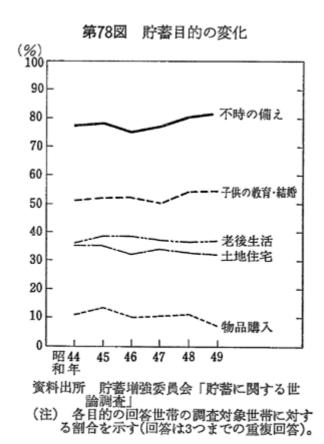
〔4123〕このように物価高騰下で増大した貯蓄の内容を貯蓄書的の変化によってみると,49年には「不時の備え」に対する貯蓄の割合が過去最高になるなど,その増加がめだっている。

一方,「土地・家屋購入」を目的とするものは減少しており,後述するように49年には住宅取得を計画する世帯の割合も低下している。このように「不時の備え」の必要性が高まり,そのために消費の抑制が求められたことは,物価上昇に対応する生活不安など意識面に与えた影響がそれだけ大ぎかったことを示しているといえよう (第78図)。

[4124] 意識変化の背景の第3は、先行きの生活不安を高める状況が強まったことである。

物価の急騰は,現在の収入,これまでに蓄積した金融資産に影響を与えると同時に,将来の収入の確保やこれからの貯蓄の増加についても不安を与え,住宅取得計画や老後生活の計画など将来の生活の安定を図るための生活設計の基礎を大きくゆるがすことにより勤労者の生活面の意識変化をより大きくした。

第78図 貯蓄目的の変化



〔4125〕 将来の生活に対する不安を大きくした1つの側面は,住宅の確保に関する問題である。住宅問題についでは,1)高地価などによって住宅建設の伸びが鈍っていること,2)勤労者にとっては取得価格の上昇によって持家の実現が困難になっていること,3)そのため持家をもつ者と他の者との間に資産,生活面の格差が拡がっていることなどがこれまでも問題点として指摘されてきたが,物価の高騰はそれらの解決を一層困難にしている。

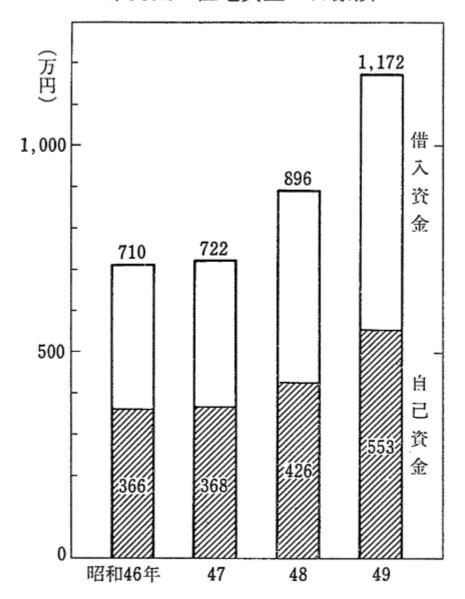
〔4126〕 住宅建設戸数は,40年度以降47年度までは,年によって若干の変動はあるもののおおむね増加傾向で推移し,47年度には,かなりの高水準に達したが,48年,49年はそれぞれ前年より若干減少し,伸悩みを示している。これを民間自力建設,政府施策に分けてみると,政府施策住宅は増加しているが,民間自力建設は低下がめだっている。 これには,地価,建築費の高騰や金融引締めに伴う住宅ローンの制約などが影響していると思われる。

〔4127〕 住宅関連費用の価格上昇に伴って,住宅資金の目標額が増加し,それに対応して住宅取得を計画する世帯の割合も低下している。

住宅資金の目標額は,46年には710万円であったが,49年には1,172万円と約1.65倍に上昇している。49年には,地価上昇が沈静化したが,地価水準は依然高く,土地購入を含め住宅取得には多額の資金が必要となっている。また,その資金計画は46,47年は自己資金が借入資金を上回っていたが,48,49年には逆に目標額の大幅増加に伴って借入資金が上回るようになり,自己資金中心の住宅建設が困難になってきたことを示している(第79図)。

第79図 住宅資金の目標額

## 第79図 住宅資金の目標額



資料出所 貯蓄増強委員会「貯蓄に関する世 論調査」

〔4128〕 このように住宅取得が困難になることは,民営借家,借間層など非持家層の住宅関係費用が大きくなることによってその影響が一層強められている。住宅関係費用として,家賃地代と設備修繕の費用(税負担として勤労所得税以外の税を加えて計算)をとってみると,43~48年には全般的に上昇しているが,公営借家を基準にしてみると民営借家の住宅関係費用の割合が43年の135から48年には164に高まり,また借間も79から120へ上昇している。これに比べると給与住宅,持家の負担割合はかなり低い。もっとも持家についてはこのほかに土地購入,住宅建設資金の借入れに伴う返済の負担が考えられるが,これは金利を上回る物価上昇により実質的にはむしろ負担が軽減されていると考えられる。

また,住居の居住水準についても43~48年間に平均的には水準が上昇しているが,借家,特に,民営借家については相対的に改善が遅れ,持家との格差が拡大している。

〔4129〕 将来の生活不安を強めているもう1つの側面は,老後生活の所得確保の問題である。49年には,前述のように低所得層である第1五分位階級に属する世帯の実収入の伸びが相対的に小さかつたが,この階級は世帯主の平均年齢が上位の所得階級である第2五分位階級よりも高く,その層で実質所得が前年水準を大きく下回ったことは,物価高騰による高年齢者の老後不安を特に強めたものと思われる。

#### 昭和49年 労働経済の分析

〔4130〕 それに加えて49年には,雇用情勢が従来の高度成長期にはみられなかったきびしい事態に直面し,その影響は従来から就業機会に恵まれない高年齢層には特に強く及んでいると考えられる。この雇用不安については,49年末に制定された雇用保険法において一時休業に対する雇用調整給付金制度が創設されたことにより一般的に失業防止が図られることに加えて,再就職の難しい高年齢者について給付日数を長くするなど失業保障機能の強化や保険料の免除の措置がとられているが,今後も控え目な経済成長の下で事態の推移に対応した適切な雇用対策の推進が要請されているといえよう。

〔4131〕 高年齢者の生活安定には,雇用確保の問題とともに,年金制度による所得保障が重要な役割を果す。

年金による老後保障の制度は、昭和36年の国民年金の発足により国民皆年金制が確立されて以来逐年制度の改善および整備が進んできている。公的年金適用者数は48年度末には5,400万人をこえ、そのうち国民年金を除いた厚生年金保険等雇用者に関連するものの適用者は、約2,800万人で、雇用者総数3,618万人(49年3月現在)の約77%をカバーしている。

また,厚生年金保険の給付内容については,48年の改正でいわゆる5万円年金の実現へ向かって年金額の水準の大幅な引上げが行われるとともに,物優るライド制が導入された点で制度改善が進んでいるが,これまでの給付状況では,48年度末の受給者総数177万人,老齢年金(年額平均約46万円)の受給者は77万人である。

今後は,雇用対策の充実と相まって年金制度の充実が進み,高年齢者の生活保障機能が高まることが期待される。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

- 長期的にみた労働経済の構造変化―控え目な経済成長の下における労働経済の課題―
  - 3 勤労者福祉充実の方向
    - (2) 勤労者福祉充実のための条件と施策の方向

〔4201〕 今後のわが国経済はきびしい国際環境の中で控え目な成長への途を進むことが要請されている。資源,エネルギーの制約や環境問題の影響などを考慮すればこれまでのような高い経済成長を持続することは難しい。

今後の控え目な成長下の経済にあっては,福祉充実を進めることにこれまでよりも困難が強まる可能性もあるが,同時に社会的に不公正是正の要求が高まるなど福祉向上に対する国民の期待が強まることが考えられる。

〔4202〕 このような社会経済情勢の変化の方向の下で勤労者福祉の充実を進めていくためには,上述したような最近の意識変化からみて,第1にインフレの抑制により名目よりも実質の所得改善を着実に進めていくこと,第2に控え目な経済成長に移行することによって一段と困難が増すと思われる将来の資産形成について目標が設定できるような条件整備を図ること,第3に個人の努力によって将来の生活不安に備えるのと同時に社会保障の充実を図り,社会的制度として先行きの生活の安定を確保することおよび第4に雇用の安定を確保することの4点が基本的条件として重要となろう。

〔4203〕 勤労者福祉の充実には,以上に述べたような基本的条件の実現が必要であるが,控え目な経済成長下においてそのための施策を進めるに当たっては,次の諸点に特に配慮する必要がある。その第1は,福祉充実に対する国民的要求を的確に把握し,各分野の優先度を考慮した政策運営を進めることであり,第2は,福祉充実のため国・地方公共団体,企業,個人の間の適切な機能分担を図ることである。

〔4204〕 第1にあげた政策運営面の配慮の必要性は従来の高度成長期とは諸条件の異なる今後の経済成長下においては特に強調されなければならない。高度経済成長期においては,パイを大きくするという方向に国民全体の関心が向けられ,政策運営の方向についても国民のコンセンサスが得やすかった。しかし,今後は資源の限られた経済環境の中で福祉向上を図っていくには何に優先度を与えて,施策を進めていくべきか,国民のコンセンサスを得ることは必ずしも容易ではないが,国民的要求を満たす方向に施策を進めることの必要性は著しく高まると考えられる。この点に対する配慮を十分に行わないまま,形式的に公的保障などの制度を進めても福祉充実の効率は高まらず,政策効果もあがらないおそれがあり,かつ,そのための費用負担などの面で不満を高めることにもなりかねない。

〔4205〕 勤労者の福祉を充実するための1つの方向は勤労者の選択にしたがい,その満足度を高める方向に施策を進めることである。そのためには最近の意識動向からみると勤労者の資産形成を促進するとともに,週休2日制の普及促進や自己啓発による能力開発機会の確保等により余暇生活を充実させることが大きな課題になる。

勤労者の欲求が多様化し,高度化する中でその満足度を高める方向を把握し,適切な施策を展開することは,限られた資料の制約の下では容易でないが,例えば,「労働者福祉総合調査」により勤労者の総合的な生活に対する満足,不満の分布を区分していくと,満足度の高いグループは資産,余暇等の条件が整っている層であることが示される。

資産(貯蓄,住宅など)に満足している者は,その71%が総合的な生活に満足しており,資産保有が満足度に大きな影響を与えることがうかがわれる。また,貯蓄額階級別に生活の満足度をみると貯蓄額が150万円以

上200万円未満の層から満足グループが不満グループを上回るようになり,500万円以上では満足グループが6割に達している。

〔4206〕 A.I.D分析(Automatic Interaction Detector)と呼ばれる分析手法により調査対象勤労者を満足度の高い方から順次グループ分けしていくと,例えば男子中高年齢層(45~59歳層)については,満足度の最も高いグループは貯蓄水準が高く,すまいが広く,給与水準が高く,休日の余暇時間が多いなどの条件を備えた層(これらの要素の順位が意味をもち,例えばすまいが広くても貯蓄水準が低い層は満足度がより低くなる。)である。逆に満足度の最も低いグループは貯蓄水準が低く,すまいが狭く,通勤時間が長いグループとなつている(参考資料6,「勤労者意識の多変量解析」参照)。これらの結果は,勤労者の総合的生活満足度に影響を与える生活条件として貯蓄,住居などの実態が重要であることを示している。

〔4207〕 わが国の国民1人当たりの個人金融資産残高は,1972年時点においてもアメリカの4分の1程度の水準である。1970年の時点ではアメリカの6分の1程度にすぎなかったのに比べると改善が急速に進んでいるが,まだその水準は低い。また,その構成はわが国は貯蓄性預金,通貨性預金の割合が高いのに対して,アメリカは有価証券の割合が高いなどの違いがみられる。貯蓄額からみた場合,不時の出費に対する備えの意味が強い通貨性預金についてはアメリカにかなり近い水準に達していることからみると,わが国の金融資産は,これからは資産的価値の高いものに移行していくと考えられる。

住宅の面についても,新設住宅1戸当たり床面積をみると,わが国は,1966年の62.9 $m^2$ から73年に76.9 $m^2$ に上昇しているが,アメリカ(130.0 $m^2$ -65年),イギリス(85.4 $m^2$ -66年),西ドイツ(84.6 $m^2$ -71年)などより小さいなどの遅れがみられる。また,住宅1戸当たり部屋数では,日本は3.8とイギリスの5.5(66年),アメリカの5.1(70年),西ドイツの4.1(68年)に比べると水準がなお低い状況にある。

〔4208〕 わが国の住宅事情の改善を図るためには,持家の促進や公的住宅の整備を含め全般的な住宅問題を検討する必要があるが,住宅取得を希望する勤労者については,融資制度の拡充など資金面の援助を進めることにより,土地対策,物価対策などと相まって住宅取得計画が樹立しうるような条件整備を図ることが必要であろう。

〔4209〕総合的生活満足度と他の生活面の満足度との関連では、余暇生活の満足度の影響が最も大きいことが注目される。すなわち、余暇生活に満足している者はその70%が総合的な生活に満足しているのに対し、逆に余暇生活に不満である者は、その80%が総合的な生活に不満であることが示されている。余暇生活の充実には、余暇時間、余暇利用の内容、余暇施設、費用などの問題が関連するが、最近における週休2日制の急速な普及は、余暇生活の改善に大きく貢献していると考えられる。これに対し、週休制に遅れがみられる層では余暇生活に対する不満が高まり、それが全般的な生活の不満にも結びついているという結果が現れている。このため週休2日制の普及促進や自己啓発などで能力開発機会を確保することなどを通じて余暇生活の充実を図ることが強く要請されているといえよう。余暇生活の充実は、余暇志向の強い若年層だけの問題ではなく、ゆとりのある生活を求める勤労者にとって全般的に要求の強いものであるが、特に職業生活と家庭生活の両立を求められる勤労婦人の福祉向上にとっても大きな要素となると思われる。

〔4210〕 週休2日制の普及は年々進み,半数をこえる勤労者がすでに何らかの形での週休2日制の適用を受けるにいたっているが,その普及に伴つて完全2日制に対する希望が強まること,遅れのみられる層に不満が強まることなど週休2日制をめぐる余暇関連の問題には勤労者の欲求がかなり早く変化してきていることがうかがわれ,これには福祉施策を進める上で的確な対応が要求されるものといえよう。

〔4211〕 国民的要求に配慮した政策運営を進める方向として考慮されるべきもう1つの側面は,中高年齢層の生活改善の遅れに対する配慮である。中高年齢層については住宅,子弟の教育,老後生活への備えなどライフサイクルの各局面に関連した負担が高まってきているのに対し,所得,雇用などの面で若年層よりも改善が遅れがちである。その負担を軽減することは今後の福祉充実のための施策の上でも優先度の高い問題であろう。

〔4212〕 中高年齢層にとって住宅問題は1)先行きの生活の安定を図るための住宅取得が地価,建築費の上昇によって困難になっていること,2)住宅ローンの借入れ条件が年齢の高い層ほど不利になること,3)退職金によって住宅を取得しうる可能性が低下していること,4)社宅の居住に年齢制限などがあつて社宅を退居すべき年齢が近づいてくることなどの点で問題になっている。

〔4213〕 中高年齢層の賃金上昇率は40年代に入って全般的に賃金上昇加速化の中でかなり高まり,40歳台,50歳台についても42~45年,45~48年の各期間にいずれも年率15%程度の上昇となった。

しかし,地価,建築費の上昇はそれ以上に激しいものがあり,地価の上昇年率は42~45年が16.8%,45~48年が17.9%に達し,建築費(木造住宅など)もそれぞれ8.4%,17.7%と上昇率が高まっている。したがつて,中高年齢層にとつて所得増加の面から住宅取得を可能にする条件は狭められていると考えられる。一方,住宅取得を目標として貯蓄性向を高める点でも中高年齢層にとっては不利な状況があり,38~48年の貯蓄性向の動きをみると,高年齢層の方が貯蓄率の高まりが小さくなっている(第80図)。

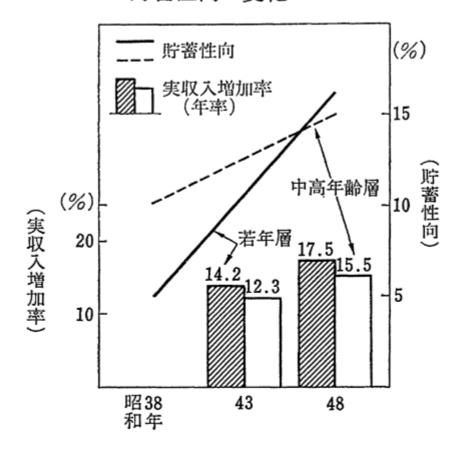
〔4214〕 住宅取得の方法は,取得価格が高まるにしたがって自己資金のみによる取得は困難となり,住宅ローンを利用するのが一般的となっている。 また物価上昇,賃金上昇に伴って返済の負担は減少することから,借入金による方がかえって有利になってきている。ところがこの面でも年齢の高い層にとっては,貸付けの際の年齢制限のある場合はもちろんのこと,在職期間中の返済を条件として比較的短かい期間の返済を迫られるなど不利な条件になるケースが多いと考えられる。

〔4215〕 退職金については,賃金が大幅に上昇しているにもかかわらず,退職金算定基礎給の増加額は賃上げ額に対比してその割合が低下しており,退職金による一時支払で住宅を取得しうる可能性は低くなっている。

退職金については年金との併用などによりその機能が変化しており,かつてのように,退職金で持家を取得し,老後の安定した生活の場を確保するパターンは考えられなくなってきた。 現在では住宅取得価格が増加し,それを退職金のみでまかなうことは,一般には難かしい。大企業のモデル退職金(48年6月中央労働委員会事務局調査)をみると高卒55歳定年で1,000万円をこえる(1,025万円)が,それでも住宅取得には十分とはいえない。現実にはその条件を満たす人は少なく,定年退職金の1人平均支給額は484万円とモデル退職金とはかなり開きがある。

第80図 コーホート別にみた実収入と貯蓄性向の変化

# 第80図 コーホート別にみた実収入と 貯蓄性向の変化



(若年層) (20~24歳) (25~29歳) (30~34歳)

(中高年齢層)(40~44歳)(45~49歳)(50~54歳)

資料出所 総理府統計局「家計調査」

(注) この図におけるコーホート (同時出生集団) とは、昭和38年に20~24歳の層と40~44歳の層をとらえたもので、これらの年齢層が5年後、10年後にどのように変化したかを図示している。

〔4216〕 社宅入居者については,定年退職の場合はもちろん,年齢制限など入居定年制がある場合にはそれ以前に退居することが必要になる。

入居定年制のある企業は全体の平均では17%程度(「昭和47年福祉施設制度等調査」による。)であるが,1,000人以上の大企業だけでみると64%と過半数を占めており,社宅の整備されている大規模企業ほどその割合は高い。その基準は「入居期間」「年齢」によるものが多いが,大企業では「入居期間」とするものの割合が高い。入居期間では10年未満が最も多く(60%),10~15年未満(25%)を合わせると8割以上が15年未満となっている。したがってこの場合世帯の形成期である25~30歳頃に社宅に入居した勤労者はおおむね40~45歳までに別の住宅を確保する必要が生ずることになる。

〔4217〕 中高年齢層の家計にとっては,学齢期の子弟の教育費の負担が教育の普及などによって増大している。

昭和49年 労働経済の分析

すでに,高校進学率は,49年に90%に達しており,また高等教育の就学率も40年の17%程度から49年には約3分の1にまで高まっている。

また,義務教育前の幼稚園の就園率も年々高まって49年には61.9%に達するなど一般化の傾向が強まっている。

〔4218〕 こうした進学率の上昇などによって勤労者家計の教育関係費用の負担は強まっている。消費者物価の中の教育費の動きでみると,40~45年には年平均6.0%の上昇であったが,45~48年には9.1%に,49年4月には前年同月比18.4%上昇と高まっている。特に,私立中学授業料,私立高校授業料,私立幼稚園保育料などは49年,50年と2年にわたり大幅に引き上げられている。

また,授業料などの直接的な学校教育費に加えて,補習教室,文房具,書籍など教育関係費用の増加もめだっている。

〔4219〕 教育の普及に伴う教育水準の向上は,労働力の質的水準を高め,経済,社会の発展に貢献する面もあると考えられるが,進学率の向上など教育の普及が父兄の教育費負担を高める結果を招いた面も否定できないと思われる。

もちろん教育費の公費負担は著しく増加してきており,例えば全日制高校については,公費負担割合が35年の約50%から46年には70%に高まるなど公費の割合が一貫して高まっている。このような公費負担の増加は相対的に父兄の負担を軽減している。

〔4220〕 勤労者の家計の対応としては,教育費負担の最も高まる世帯主年齢45~49歳層で妻の収入が最も高くなっていることなどにみられるように,勤労者家計にかなりの影響を及ぼしている。

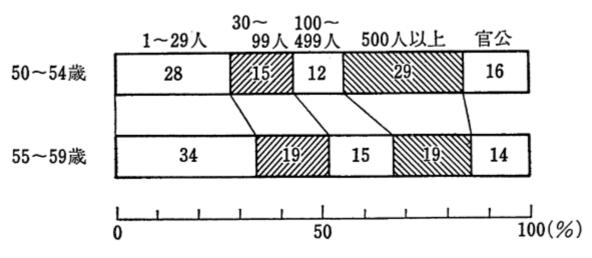
教育費の負担をアメリカと比較してみると,アメリカにおいても教育費は45~54歳層で最も多額となっているが,その消費支出に占める割合は,日本の45~49歳層の4.2%に対し1.7%と低い。また世帯平均支出額との比較でも45~54歳層の教育費支出額はアメリカの1.77倍に対し,日本は1.86倍と,この層での負担が高くなっている。

〔4221〕 このような中高年齢層の生活負担の軽減を図ることが,当面勤労者生活を安定し,福祉の向上を図る上で重要な課題となっているが,その中でも特に緊急を要するのは定年制の問題であり,55歳を中心とする定年制の存在により,50歳台における勤労者生活に大きな断層が生じているのを改める必要がある。

例えば,断層の1つとして55歳を境にして就業分野に大きな変化が生じていることがあげられる。48年の労働力調査でみると,男子50~54歳層では労働力人口に占める雇用者の割合が63%であるのに対し,55~59歳層では55%に低下している。また雇用者のうち500人以上の大規模企業に雇用される者は29%から19%に低下する一方,1~29人の小規模企業雇用者の割合が28%から34%に高まるなど55歳を境に就業先規模の下向傾向がめだつている(第81図)。

第81図 高年齢雇用者の企業規模別構成

### 第81図 高年齢雇用者の企業規模別構成



資料出所 総理府統計局「労働力調査」

産業別の就業分野も55歳を境に運輸通信業,製造業などの就業割合が低下する一方,農業,卸売業・小売業, サービス業などの割合が高まる傾向がうかがわれる。

〔4222〕 勤労者の家計面についてみても世帯主収入の水準は50~54歳層を100とすると55~59歳層は43年の91から48年には79に相対的な低下がみられる。消費支出については,世帯人員の低下を調整して比較すれば55~59歳層は50~54歳層に比べ43年の95から48年には87へと低下している。

こうした世帯収入の低下をわが国の場合は,世帯員の収入によって補つている。例えば60~64歳世帯の場合世帯人員は3.44人,有業人員は1.98で,有業人員は,中年層世帯よりむしろ多くなっている。イギリスの60~69歳世帯が世帯人員2.03人,有業人員0.95人であるのに比べその違いが大きい。

その上,家計の支出面(48年)でも,55歳の時点での落込み(16.2%減)が60歳,65歳時点の落込み(それぞれ 14.0%減,11.9%減)より大きくなっている。

〔4223〕 福祉充実のための施策を進めるに当たり,考慮すべき第2の点は,国・地方公共団体,企業,個人の間でそれぞれ果すべき役割が明確にされ,適切な機能分担が図られなければならないことである。

勤労者の福祉の基礎となるべき制度は、国、地方公共団体等の公的施策によって推進される必要がある。

社会保障制度の充実は,国民の基礎的な生活の安定の役割を果たすものとして重視する必要があるが,そのための施策は年々積極的に進められてきているし,また,今後も進められなければならない。

企業,個人の福祉充実のための努力は,このような公的施策による基礎の上により豊かな生活を築くためのものとして位置づけられるべきであろう。

〔4224〕 それとともに勤労者の福祉を増進する上には,個人の努力が基本となることは当然である。勤労を通じて生活を向上させていく個人の努力が積み重ねられなければ社会全体の福祉向上も達成できない。その意味では公的制度の拡充に当たっては個人の努力がその本人の福祉に反映する仕組みを加味することも必要である。

〔4225〕 福祉充実に関する公的制度などの機能の分担は、すぐれて国民の選択にまたなければならない問題である。老後保障の面で基本となる年金制度についても、欧米諸国ではそれぞれ国によってかなりの違いがある。アメリカのように公的年金の保障が退職前賃金の3分の1程度で残りを私的年金、勤労収入で補う形がみられる一方、西ドイツのように公的年金が高齢者家計収入の7割程度を占める例もみられる。わが国において、今後公的制度の改善やそのための負担のあり方が検討される場合にもどういう選択をとるべきか、国等の制度と企業、個人の機能の適切な分担が配慮されるべきである。

〔4226〕 わが国においては,従来,勤労者の福祉を増進するためには,公的な制度,施策よりも企業の施設,制度に依存する度合いが大きかった。

福祉の充実に対する企業の役割が大きかったことにより,個々の勤労者の福祉の実現に対しても,企業を通じて勤労者に対する報酬の程度が反映するという形になっていたが,同時に企業の労務管理的視点から施設制度を運営するという方向がとられ,また,企業間に施設制度の違いが大きいという傾向がみられた。その結果として大企業では各種の施設などが完備しているのに対し,中小企業では遅れがめだち,それが,公的施策の拡充を要請する動きにつながった。

企業内における福祉施設などのあり方は,最近では大きく変わってきている。社宅から持家へ,退職一時金から年金へという動きは,勤労者の欲求の変化と対応して進んできていると考えられるが,そのような変化の方向の中で福祉充実に対して企業の果すべき役割は,今後も重視されなければならない。

もちろん,この場合,企業間格差が拡大するようなことのないよう政策的な配慮を加える必要があるととも に,より積極的に中小企業等の努力を助成する方向をとることが望ましい。

〔4227〕 高齢者の老後生活の問題に,ついてみれば,厚生年金,国民年金制度の改善が進んできているが,高齢者の生活を向上させるためには,就業機会の確保,定年年齢の延長が必要である。

定年制については,定年年齢の延長がしだいに進んできているものの,なお55歳定年が多く,公的年金受給開始年齢とはギャップがある。労働市場において就業機会が相対的に少ない高齢者にとつて年金受給前に定年を迎えることはきびしい事態である。国などの高齢者雇用促進の方向にそって定年延長を奨励する援助制度などを生かしつつ,定年年齢を延長することは企業の果たすべき役割であり,それが年金制度の充実と相まって高齢者の生活安定を促進することになる。もちろん,定年延長に当たって賃金制度のあり方も問題になるが,これについては労使間の協議により合理的解決を図る必要がある。

〔4228〕 このような福祉充実に対する機能の分担という面から考えると諸外国で労働者の参加を求めて制度を進めていく方向がみられることは注目に値する。

西ドイツでは,労使の代表が加わった「協調のとれた行動」のための懇談会が政府の経済運営面に大きな役割を果たすとともに勤労者財産形成を政府の援助を含めつつ労使間で進めていくという方式が定着している。フランスでは利潤分配制度により,企業経営への参加・生産性向上を期待するという方向がみられる。

これらの諸制度を,各国がそれぞれの国情を背景としながらも,労使の参画した制度を国が援助する方式などにより福祉充実の施策として進めていることは,国・地方公共団体,企業,勤労者のそれぞれが福祉充実のために果すべき役割を真剣に検討し,適切な分担を図ることの必要性を示すものとして考慮されるべきものであろう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare